

第18回自衛隊員倫理審査会議事録

1 日 時

平成16年6月11日(金) 13時00分～13時55分

2 場 所

防衛庁A棟13階第2庁議室

3 出席者

(委 員) 栗林会長、桐村委員、田中委員、田辺委員

(防衛庁) 松本人事第一課長(幹事)、廣田防衛施設庁総務部人事課長 等

4 議 事

(1) 開会の辞

会 長 只今より第18回自衛隊員倫理審査会を開催します。本日は、ご多忙中のところ、各委員におかれましてはご参集頂き、誠にありがとうございます。

本日の議題に入る前に、4月1日付けで、(株)東京放送の川戸恵子氏が当審査会の委員に任命されました。ご本人は、本日、社用によりご欠席されていますが、ご紹介させていただきます。

(2) 第17回自衛隊員倫理審査会議事録について

会 長 それでは本日の議事に入りたいと思います。一番目は第17回自衛隊員倫理審査会議事録について説明頂きまして、決裁を頂く件であります。それでは、人事第一課から説明をお願いします。

人事第一課長 第17回の自衛隊員倫理審査会の議事内容でございますが、第16回自衛隊員倫理審査会議事録の審査、平成15年度第3四半期の贈与等報告書の審査、自衛隊員倫理教本の改訂について、最後に議題等の議決でございます。

会 長 それでは「第17回自衛隊員倫理審査会議事録」について審議します。ご質問あるいはご意見がありましたらお願いします。

会 長 特段ご意見がないようですので、この議題はご承認いただいたとして、決裁につきましては、他の議題についての議論を終えた後で行いたいと思います。

(3) 贈与等報告書の審査について

会 長 続いて二番目の議題、各種報告書の審査を行います。

まず最初に、平成15年度第4四半期の贈与等報告書の審査を行います。この審査は、倫理法第6条の規定に基づいて5千円を超える贈与等を受けた部員級以上の自衛隊員が提出した平成15年度第3四半期の贈与等報告書について、当審査会が審査を行うものであります。それでは、人事第一課から説明をお願いします。

人事第一課長 それでは、平成15年度第4四半期の贈与等報告書についてご説明させていただきます。お手元にごございますダイジェスト版の資料をご覧いただきたいと思います。この資料に従って全体の状況をご説明させていただきます。

平成15年度第4四半期の贈与等報告書の件数は187件でございます、昨年度の第4四半期と件数は同じであります。内訳については、著述に対する謝礼が17件増加し、これに対して講演等に対する謝礼が10件減少しております。著述に対する謝礼と講演に対する謝礼を合わせますと、贈与等報告の過半数を占めているという傾向につきましては昨年度と同様となっております。

次に、機関別の件数でございますが、陸上自衛隊と防衛研究所の両機関で総件数の7割以上を占めている状況につきましても昨年度と同様となっております。

それでは、平成15年度第4四半期の贈与等報告書について個別にご説明させていただきます。

まず有価証券の贈与でございます。

1番は、企業からコンサートの招待券の贈与

次に著述に対する謝礼でございます。

2番から16番は、部外の私的サークルが発行しています研究誌への原稿執筆

17番から84番は、部内の私的サークルが発行しています機関誌への原稿執筆

85番から90番は、防衛庁が所管する法人が発行する機関誌への原稿執筆

91番から93番は、各種法人が発行する機関誌への原稿執筆

94番から108番は、新聞社からの依頼による原稿執筆

109番、110番は、通信社からの依頼による原稿執筆

111番から118番は、出版社からの依頼による原稿執筆

次に著述による印税でございます。

119番から121番は、それぞれ出版された書籍の印税でございます。

次に講演に対する謝礼でございます。

122番から124番は、官庁等からの依頼による講演

125番から139番は、各種法人からの依頼による講演

140番、141番は、自衛隊協力団体等からの依頼による講演

142番から144番は、公的機関からの依頼による講演

145番は、学会からの依頼による講演

146番から149番は、大学からの依頼による講演

150番、151番は、出版社からの依頼による講演

152番から155番は、商工会議所からの依頼による講演

156番から163番は、奉仕団体、いわゆるボランティア活動団体からの依頼による講演

164番から175番は、医療関係の学会、企業、医師会等からの依頼による講演

176番から183番は、親睦団体、勉強会、その他団体等からの依頼による講演

最後は、報道機関等からの依頼によるテレビ放送番組への出演等に対する謝礼でございます。

184番から186番は、テレビ出演等に対する謝礼

187番は、新聞社へのコメントに対する謝礼

平成15年度第4四半期の贈与等報告は以上でございます。

次に添付してあります4件の贈与等報告についてご説明させていただきます。

この4件の贈与等の報告者は、自治省から出向した職員でありまして、この審査会には参考として

ご報告させていただいているのですが、この報告者が平成3年頃の自治省の職員であった時に、「自治体経営辞典」という書籍の原稿執筆を行いまして、その本が再発行されたことに伴って、昨年4回の印税を受け取ったというものでございます。

自衛隊員倫理法第6条の規定では、事業者等と自衛隊員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として、自衛隊員倫理規程で定める報酬の支払を受けた時に贈与等報告書を提出することになっています。そのような観点からすると、自衛隊員との職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬ではございませんので、贈与等報告の義務はないと考えていますが、事業者からの報酬の支払の事実がございますので、可能な限り透明性を確保、向上させるとの観点から本倫理審査会に参考としてご報告させていただくというものでございます。以上でございます。

防衛施設庁人事課長 只今の人事第一課長の説明があったとおり、平成3年頃に「自治体経営辞典」を起案して作成したのですが、これは加除式になっておりまして、最近だと思っておりますが、内容が更新されまして、印税が入ってきたというものであります。見解として、先程人事第一課長が申し上げたとおりなのですが、自治省の職員時代、一般職の国家公務員時代の活動に係る人的役務の報酬を防衛庁の職員、特別職の国家公務員となってから受領した場合、或いはその逆の場合も含め、国家公務員倫理法等においては報告の義務について明確な規定はありません。しかしながら、国家公務員がその職務との関係で特別職、一般職を問わず、職務との関係に基づいて提供した人的役務の報酬であれば、一般職、特別職の何れかの省庁で贈与等報告を行って処理する必要があるのではないかとということで、今回、贈与等報告書を提出させていただきました。

会長 ご趣旨はよく分かりました。それでは、ただ今説明がありました贈与等報告書につきまして審査に入らせていただきたいと思います。委員の皆様からご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

委員 最後のご説明が分かりにくかったのですが、先程の贈与等報告者の件も自衛隊員倫理審査会として、正式の報告書を受け取ったという手続きで進めるべきだということでありましょうか、それとも、このようなことがあるということをお伺いしておくということだけで足りるのか、どちらなのでしょう。

公開するのは2万円を超えるものとなっていますが、この報酬は2万円を超えていますので、今回報告された他の隊員の方の2万円を超える報告書と同様に公開するという意味なのですか、それともこの審査会で、このようなことがあったということでお話を伺ったということなのか、それはどちらなのでしょう。

人事第一課長 少なくとも自衛隊員倫理法において報告の対象となるものは、先程も申し上げましたように、自衛隊員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として支払を受けたときとなっていますので、防衛庁で公開、閲覧させるというのはいかがなものかと考えております。

委員 今のお答えは伺いましたけれども、おそらくこれは立法上の若干の欠缺といえますか足らざる部分であろうと思うのです。例えば、自衛隊員である人が自衛隊に関して役務を提供して報告なさる、でも印税の場合だったら自衛隊員を退職なさった後にもまた印税が入ってくるかもしれないけど、その時はもはや倫理法は関係ない訳でしょう。それと同様に自衛隊員であった人がまた一般職の国家公務員になっても自衛隊員を退職したのと同じ扱いにしかならない訳ですよ。一般職の国家公務員もそれと同じ様な扱いになっているものだから、それで接続が特段立法上なされていないということなのだろうと思いますので、それで立法上の手当てが必要なのもかもしれませんけれども、法律に書いていないものを法律に該当するかのごとく公開するというわけにもいかないだろうと思いますので、今の人事第一課長のご説明で私は納得したいと思っております。

会長 他の委員の方はこの問題についてご意見はありますでしょうか。

要するに倫理法上は報告義務がないと、しかし、報告するところがないからここで報告したほうがよろしいだろうということでしょうか。

委員 念のため伺ったということ以上はないのではないかと考えておりますが。

委員 それでよろしいかと思えます。

会長 法の欠缺とはっきり言えるかどうか慎重に考えなければいけないことですが、報告義務はないのだけれど、報告しておいたほうが良いであろうという判断で、この審査会に報告していただいたということで了解したいと思えます。

その他にご意見はありますでしょうか。

委員 122番の国立国会図書館からの依頼による講演ですが、報酬の支払者が財務省会計センターとなっておりますが、例えば、防衛庁の審査会の委員報酬も財務省会計センターから支払われていると思うのですが、それはやはり防衛庁の管理局から支払われたと報告書に記載すべきではないかと思うのですが。

人事第一課長 記載内容については、事実関係を確認のうえ、適切に対処させていただきたいと思えます。

委員 170番から173番の製薬会社が報酬の支払いを行った報告書ですが、これは、製薬会社が個別に主催している研究会なのか、それとも、複数の製薬会社が協賛して行っている研究会なのでしょう。例えば、171番は一般的な研究会と思えるのですが、報酬の支払いを行ったのは製薬会社となっているのですが。

人事第一課長 研究会は製薬会社が協賛して開催されているものでございますが、実際に講演料を支払ったのは製薬会社であるご理解いただければよろしいかと思えます。

委員 それは、研究会からの謝礼ということではないのですか。

事務局 このような研究会は、主催は研究会なのですが、製薬会社が協賛というかたちになっていて、その幹事会社が報酬の支払いを行う場合もありますが、学会や研究会の会員の会費から報酬が支払われる場合もあります。今回につきましては、協賛している製薬会社が報酬の支払いを行ったというものでございます。

委員 そうすると、報告書の記載はこれでよいのか、実際に支払ったのは特定の会社でしょうけれども、研究会からの依頼に基づいて研究会に対する講演による報酬で、たまたま製薬会社が支払ったということで、支払う場合もあるし、支払わない場合もあるということですね。

人事第一課長 依頼自体は研究会から正式に依頼されているわけですので、報酬の支払いが製薬会社であったというものでございます。

委員 そうすると、基因となった事実の欄には、主催者と製薬会社とを記載したほうが紛らわしくないのではないかと思うのですが。この記載を見ると、製薬会社が研究会を主催していて、その研究会に招かれたとの印象を受けると思いますが。

委員 確かにその様な印象を受けるのですが、支払者が現にこの製薬会社であったということであれば、それはそのように書いていただかざるを得ないのではないかと思えます。逆に、製薬会社がこの研究会にながしかの寄附をなさって、その寄付金を財源にして、この研究会の名において、隊員に報酬を支払ったとしたら、支払者の名称は製薬会社が消えてしまいますよね、そういうやり方もあるのかもしれませんが、ここは、ありのままお書きになっているということなので、税法上の源泉徴収を誰がやっているのか、誰が誰に支払っているとか、やはり厳密に事実即して書かれる必要があると思えます。

委員 確かに事実には即しているとは思いますが。

会長 委員が言われているのは、基因となった事実に記載されている内容では分かりにくいということだと思っております。

人事第一課長 例えば、基因となった事実欄には、研究会の横に製薬会社協賛というような記載の仕方もあると思えます。

委員 記載が間違っているということを行っているのではないのですが、やり方によって同じ結果が出ている訳ですよ。製薬会社が研究会に寄附をして、報酬は研究会から支払うか、製薬会社が直接報酬を支払うかという違いですから、招かれた人は、製薬会社から招かれているとは思っていないのでしょから、報告書を見た人は、報酬の支払いが製薬会社と記載されている部分だけを見ると誤解を招くのではないかと思ったものですから。要するに、学校でもそうですけれど、一つの学校が学会を持って、全国にあるような学会みたいな名前で、そこで公的な資格に類似するような名前を付けて資格を出しているようなケースが沢山あるわけですよ。そのようなこともあるので、誤解を招くおそれがあるのではないかと思ったところであって、もしそうであれば、誤解を招かない記載の仕方があるのではないかと思ったままで、他の委員が特に問題がないと思われるのであればよろしいかと思えます。

会長 それでは、事実は常に明確にするということは前提として、記載の仕方については、改善の余地があれば、事務局の方で検討していただきたいと思えます。

その他にご意見等はありませんでしょうか。

特に個別的な問題ではないのですが、今回187件の報告は延べ数だと思っておりますが、報告者の実数では何名なのかということを知りたいところではあります。自衛隊における部員級以上の隊員が何名いるのか、つまり、潜在報告義務者は何名いるのかということは知りたいところであります。

人事第一課長 自衛官、事務官等を合わせて部員級以上及び3佐以上の隊員の人数を調べたいと思えますが、相当な数になると思えます。

委員 自衛隊の私的サークルが発行しています機関誌なのですが、従前からかなりの件数が報告されているのですが、機関誌の現物を見たことがありませんので、できれば、それぞれの機関誌を一度お見せいただければと思えます。

人事第一課長 陸、海、空の各自衛隊の機関誌を準備させていただきます。

委員 一度説明を聞いたことがあると思っておりますが、それぞれの機関誌がどのような方達を対象としているのかということも分かれば有難いのですが。

人事第一課長 それも併せて準備させていただきます。参考までに申し上げますと、「修親」という機関誌は、陸上自衛隊の幹部自衛官及び事務官等を会員として、会員相互の親睦及び修養のために発行しているものでございまして、発行部数約32,000部、公費で防衛庁が調達した実績はございません。また、陸戦学会が発行しています「陸戦研究」は、タイトルのとおり、陸上作戦に関する研究論文等を紹介している学会誌でございまして、発行部数約7,700部、これも同じく公費で防衛庁が調達した実績はございません。いずれも私的サークルでございます。

会長 ありがとうございます。他にご質問がなければ、贈与等報告書の審査は以上といたします。

(4) 平成15年株取引等報告書及び平成15年所得等報告書の審査について

会長 引き続きまして、平成15年株取引等報告書と、平成15年所得等報告書の審査を行いたいと思えます。

これは、自衛隊員倫理法第7条及び第8条の規定に基づいて、本庁の審議官級以上の隊員から提出された報告書につきまして、当審査会が審査を行うものであります。

それでは、人事第一課から説明をお願いします。

人事第一課長 それではご説明させていただきます。

まず、お手元にございます平成15年所得等報告書総括表をご覧くださいと思います。

平成15年の所得等報告の対象となった本庁審議官級以上の隊員は108名でございます。

1番から14番が内部部局、15番から18番が防衛大学校、19番から21番が防衛医科大学校、22番、23番が防衛研究所、24番から50番が陸上自衛隊、51番から66番が海上自衛隊、67番から81番が航空自衛隊、82番から88番が統合幕僚会議、89番から96番が技術研究本部、97番から99番が契約本部、100番から108番が防衛施設庁でございまして、以上108名でございます。雑所得の欄に記載されているものは、贈与等報告で報告しています原稿料や講演料等が含まれています。

会長 ありがとうございます。それでは、ご意見、ご質問等をいただきたいと思います。

委員 一時所得とは、一般的にどのようなものなのでしょうか。

人事第一課長 一時所得とは、懸賞の賞金品、競馬の払戻金、生命保険契約の満期返戻金等の収入があった場合に記入するものです。

会長 その他ご質問はございますでしょうか、無いようでしたら所得等報告書の審査は以上としたいと思います。

次に、平成15年度株取引等報告書の説明をお願いします。

人事第一課長 株取引等報告書は、本庁審議官以上の自衛隊員が平成15年に行いました株等の取得及び譲渡でございまして、平成15年度の株取引等報告は1件でございました。

この1件につきましては、母親から信販会社の株を贈与されたものでございます。この信販会社と防衛庁とは契約関係はありません。以上でございます。

会長 ありがとうございます。それでは、ご意見、ご質問をいただきたいと思います。

委員 特に問題はないと思います。

会長 ありがとうございます。その他、特にご意見等がないようでしたら、株取引等報告書の審査は以上としたいと思います。

それでは、各種報告書につきましては全てご了承いただいたということとしたいと思います。

(5) 議題の議決等について

会長 それでは、本日審議されました「第17回自衛隊員倫理審査会議事録」、「各種報告書」につきまして、各委員にご決裁頂きたいと思います。

会長 次回のスケジュールについては、委員の皆様のご都合を承りつつ、事務局より個別に連絡させて頂きたいと思います。

以上で、本日予定しておりました議題につきましては全て審議が終了いたしました。本日は、ご熱心にご審議頂き、誠にありがとうございました。